

会 務 運 営 規 程

一般社団法人 神奈川県測量設計業協会 横浜支部

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人神奈川県測量設計業協会（以下「協会」と云う）横浜支部（以下「支部」と云う）の会務運営に関し、会則第29条の規程により、会務運営の適性円滑化を計ることを目的として定める。

(事務所及び事務局員の選任等)

第2条 事務所は会則第4条の定めるところにより、支部長の所属する本社内におく。

- 2 事務局員は支部長が選任する。
- 3 事務局員の任期は、支部長の任期と同じとする。
- 4 事務局員の報酬額は、幹事会で決定する。

(役員 の 資 格)

第3条 幹事及び監査役は、法人の代表者を原則とし、やむおえないときは代表者の指定する職員であることを要する。

(支部長、副支部長)

第4条 支部長は幹事会の内より、幹事の互選により選任する。

- 2 支部長は協会理事を兼務しなければならない。
- 3 副支部長は支部長が指名し、幹事会の承認を得る。

(幹事及び協会理事の選任)

第5条 幹事候補の選出は班会議の推薦により選出された選考委員会にこれを付託する。

- 2 協会理事は幹事の中より互選により選任する。

(幹事会)

第6条 定例幹事会は原則として年4回とし、その他必要に応じて開催することができる。

- 2 会則第16条及び本規程に別に定めるものの他、幹事会は以下の各号に上げるものの討議、承認を要す。
 - (1) 協会委員及び協会幹事の選任に関する事項。
 - (2) 新入会員の入会に関する事項。

- (3) その他、協会の運営に関する事項で、支部活動に係わる事項。
- 3 前項の各号に上げる事項の討議、承認に当たっては、関係者あるいはその他有識者の意見を求めることが出来る。

(班編成及び連絡網)

- 第7条 支部は、会務の執行を円滑に行うため班の編成を行う。
- 2 会員はいずれかの班に所属する。
- 3 所属班の決定は幹事会の承認を経て、支部長が決定する。
- 4 所属班及び連絡網は別紙(1)に定める。

(班長、副班長の選任)

- 第8条 支部は、会務の執行を円滑に行うため、班に班長及び副班長を置く。
- 2 班長及び副班長は本規程第7条4項の定める連絡網の、先頭者及び次席の者とする。
- 3 班長及び副班長は輪番制とし、その任期は役員任期と同じとする。
- 4 班長は幹事を兼任しなければならない。

(班長、副班長の職務等)

- 第9条 班長は、会務の執行の円滑化を計るため、以下の各号に上げる事を行う。
- (1) 班会議の招集
- (2) 連絡業務
- (3) 会務執行の補助
- (4) その他、幹事会より委任された業務
- 2 慶弔等の連絡は支部長より班長を通じて、会員に伝達する。
- 3 副班長は班長に事故あるときは、班長の職務を代行する。

(班会議)

- 第10条 本規程第9号1項1号の班会議は、支部長の要請により、会員の総意を反映するため、意見交換の場として開催する。
- 2 班会議は年1回以上開催し、会務に関する事項を討議する。
- 3 役員改選時においては、各班より2名を選考委員会の委員として推薦する。
- 4 班会議の総意を会務に反映させるため、班長は支部長に報告書を提出しなければならない。

(委員会及び特別委員会)

- 第 1 1 条 幹事会は、会務の執行にあたり、委員会及び特別委員会を設置することができる。
- 2 委員会は、幹事会より選任された委員長及び委員により構成される。
 - 3 特別委員会は、幹事会より選任された特別委員長及び特別委員により構成される。

(旅費、日当等)

- 第 1 2 条 支部は、幹事会及び委員会等への出席者に、旅費及び日当を支給することができる。
- 2 1 項の金額については協会の規程を超えない範囲において、幹事会で決定する。

(表彰規程)

- 第 1 3 条 協会の表彰規程を準用する。
- 2 1 項の規程に定めなきものは、社会通念の範囲において、支部長が決定できる。

(慶弔規程)

- 第 1 4 条 協会の慶弔規程を準用する。
- 2 1 項の規程に定めなきものは、社会通念の範囲において、支部長が決定できる。

(会議規則)

- 第 1 5 条 会則第 1 9 条に定める総会における、副議長、議事録署名人、書記等は、議長が選任する。
- 2 会則及び会務運営規程に別に定める他、会議の運営に必要な規程は協会会議規程を準用する。

(委 任)

- 第 1 6 条 この規程の運用に必要な事項は、幹事会の決議を経て別に定める事ができる。

付 則

この規程は、平成4年9月22日より施行する。

- 2 この規程の変更は幹事会の承認を要する。

この規程は、平成9年4月8日より施行する。

- 2 この規程の変更は幹事会の承認を要する。

この規程は、平成24年5月11日より施行する。

- 2 この規程の変更は幹事会の承認を要する。